

62企業・団体等を「流域治水オフィシャルサポーター」に初認定！

～企業・団体等による新たな流域治水の普及・啓発の始動～

国土交通省では、あらゆる関係者との連携の下、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」を促進するため、令和5年3月に「流域治水オフィシャルサポーター制度」を創設しています。

今般、初の認定企業・団体等として、62の企業・団体等を「流域治水オフィシャルサポーター」に認定しました。

今後、認定企業・団体等の取組と併せて、国土交通省でもその取組を幅広く周知することで、更なる流域治水の普及・啓発に取り組んでまいります。

1. 実施内容

サポーターは、以下のいずれかの取組を通じて流域治水を推進します。

- ・企業・団体等のウェブサイト、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
- ・流域治水に関する広報資料の配付・掲示、アナウンス
- ・各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介
- ・流域の上流地域と下流地域の連携を推進する取組
- ・自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等防災活動への積極的な参加
- ・その他、流域治水に資する取組

2. 流域治水オフィシャルサポーター 一覧

別紙のとおり

3. 流域治水オフィシャルサポーター制度 特設ページ

各流域治水オフィシャルサポーターの主な取組は、以下のページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html>（国土交通省 HP）

問い合わせ先：流域治水 関係省庁会議※ 流域治水オフィシャルサポーター事務局
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 萩原（内線 35542） 泉（内線 35538）
代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8452

※（水害の激甚化に対応するために「流域治水」の推進を目的とし設置された「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」の略。行政機関相互の緊密な連携・協力と総合的な検討を行うために、関係16省庁で組織。）